

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書

年 月 日

大山崎町長 様

申告者 住所
(納税義務者)

氏名

印

個人番号
法人番号

電話 (— —)

家屋の所在	大山崎町		
家屋番号		種類(用途)	
構造		住宅床面積	m ²
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
備考			

(注1) 申告書には、「長期優良住宅の認定を受けて建てられたことを証明する書類」を添付してください。

(注2) 申告書を提出する日が、新築した年の翌年の1月31日を経過した後になる場合は、申告書を提出できなかった理由を備考欄に記入してください。

(注3) 個人番号が確認できるもの(通知カード等のコピー)と身元確認ができるもの(運転免許証等のコピー)を添付してください。(法人番号の場合は不要)

○対象となる住宅の要件について

- 1 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅
- 2 平成21年6月4日から令和4年3月31日までに新築された住宅
- 3 専用住宅や併用住宅(居住部分の割合が2分の1以上のもの)
- 4 住宅部分の床面積が50㎡以上280㎡以下(一戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡以上)のもの
なお、共同住宅などで、屋内にある廊下、階段、エレベーターホール等の共用部分がある場合は、この部分の床面積を各戸の床面積の割合に応じて按分し、按分後の各戸当たりの床面積で判定します。
また、店舗付き住宅のように住宅部分と住宅以外の部分とがある場合は、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上となるもので、かつ120㎡までの部分に限られます。

○減額される範囲について

居住部分で120㎡分までの部分の家屋の固定資産税の2分の1を減額

○減額される期間について

- 1 一般の住宅……………新築後5年度間
- 2 3階建て以上の耐火住宅・準耐火住宅……………新築後7年度間

※新築住宅については、すでに3年度分(3階建以上の中高層耐火構築物は5年度分)の固定資産税の2分の1を減額する措置がありますが、長期優良住宅は一般の住宅に2年度分の延長として税額が減額されます。